



各 位

2018年6月27日

会社名 ニプロ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐野 嘉彦  
(コード番号 8086 東証・大証第1部)  
問合せ先 取締役総務人事本部長 中村 秀人  
(TEL 06-6375-6700)

## 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2018年6月26日の取締役会決議により、当社株主優待制度の変更について、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

### 1. 変更の理由

株主の皆さまの日頃のご支援に心より感謝申し上げますとともに、株主さまにおける当社株式の長期保有を促進する目的から、当社株主優待制度を拡充するものです。

### 2. 変更実施日

変更後の内容による優待の贈呈は、2019年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主さまより、実施させていただく予定です(2019年6月下旬発送予定)。

### 3. 変更の内容

#### (1) 現行の優待内容

保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期
1,000株以上	5年以上	15,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬
	3年以上5年未満	10,000円分		
	1年以上3年未満	5,000円分		
	1年未満	なし		

- (注) 1. 継続保有期間とは、1,000株以上の株式を取得したことが株主名簿に記載または記録された日から各基準日(毎年3月31日)までの継続して保有した期間をいいます。
2. 株主優待の対象となる株主様は、継続保有期間のいずれの時点においても、同一株主番号で1,000株以上を1年以上保有していることが当社株主名簿の記載または記録により確認できる株主様とします。
- なお、相続、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算いたします。
- また、保有株式の一部につき、信託設定、貸し株、NISA(少額投資非課税制度)口座への移管等がなされ、同一株主番号でなくなった場合は、それぞれの株主番号の名義ごとに継続保有期間および株式数を確認します。

(2) 変更後の優待内容 ※下線部分が変更箇所

保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期
1,000 株以上	5年以上	15,000 円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬
	3年以上5年未満	10,000 円分		
	1年以上3年未満	5,000 円分		
	1年未満	なし		
<u>500～999 株</u>	<u>1年以上</u>	<u>2,000 円分</u>		
	<u>1年未満</u>	<u>なし</u>		
<u>300～499 株</u>	<u>1年以上</u>	<u>1,000 円分</u>		
	<u>1年未満</u>	<u>なし</u>		

(注) 1. 株主優待の対象となる株主様は、基準日現在において 300 株以上を1年以上保有する株主様で、上欄の各区分の保有株式数に応じて、継続保有期間(後記2. 記載)中のいずれの時点においても、同一株主番号で各区分の最小株式数(300 株、500 株または 1,000 株)を下回ることなく保有していることが当社株主名簿により確認できる株主様とします。

2. 「継続保有期間」とは、上欄の各区分に該当する株式を取得したことが株主名簿に記載または記録された日から各基準日(毎年3月31日)まで同区分に該当する株式を同一株主番号により継続して保有した期間をいいます。

なお、継続保有期間中に株式を追加取得したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、300 株を5年以上保有し、1,000 株に買い増したときは、基準日における区分(1,000 株以上)の継続保有期間は1年未満となりますが、元の 300 株を1年以上保有していますので、優待品は 1,000 円分を贈呈いたします。

また、継続保有期間中に株式を一部売却したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、1,000 株を5年以上保有し、500 株売却したときは、基準日における区分(500～999 株)の継続保有期間は1年未満となりますが、500 株については1年以上保有していますので、優待品は 2,000 円分を贈呈いたします。

3. その他注意事項

(1) 相続、贈与、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算いたします。

(2) 保有株式の一部につき、信託設定、貸し株、NISA(少額投資非課税制度)口座への移管等がなされ、同一株主番号でなくなった場合は、それぞれの株主番号の名義ごとに継続保有期間および株式数を確認します。

以上

※ 本資料に記載される株主優待制度の変更は、冒頭記載の日の取締役会において決議された内容に基づき、作成されたものであり、今後の業績動向や会社方針の変更など様々な要因によって、制度の廃止を含む、優待制度そのもの見直しまたは内容変更が行われる可能性があります。